

【韓国】福島原発事故汚染水の安全処理に関する決議

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2020年12月9日、「日本政府の「福島放射能汚染水」の安全な処理及び国際的同意手続の確立を求めるための決議案」が大韓民国国会で可決された。

1 背景と経緯

東京電力福島第一原子力発電所の事故とそれに伴う汚染水処理問題に関して、韓国国内でも関心は高く、2020年に2度、汚染水処理問題に関する決議案が提出されていた。同年2月17日の決議案¹は、第20代国会（2016年5月30日～2020年5月29日）の間に採択されず、第20代国会任期終了に伴い廃案となっていた。同年7月15日の決議案²は、所管委員会である外交統一委員会及び関連委員会³で審議され、同年12月2日に外交統一委員会全体会議で修正可決され⁴、同年12月9日の本会議を通過した。

2 決議及び提案理由（全訳）

決議文（外交統一委員会、2020.12）

主文

日本政府の福島原発事故により発生した放射性汚染水（以下、汚染水）処分決定が差し迫る中、日本国内の市民社会団体はもちろんのこと、韓国をはじめとする国際社会は、海洋放流に対する深刻な憂慮を表している。日本の経済産業省の意見公募による日本国民の反対意見提出、日本の市民社会団体の反対の立場表明等にもかかわらず、日本政府は、汚染水の海洋放流等を考慮する動きを見せている。

汚染水処理を担当した日本の経済産業省は、2020年2月10日、[汚染水処理対策委員会の]“多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会”から汚染水処理方策についての最終報告書の提出を受け⁵、最終報告書は、福島第一原発の敷地に保管中である汚染水約120余万トン进行处理するための海洋放流等6つの方策を提示した。海洋放流の場合、敷地確保問題の解消と

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。なお、[]内の語句は訳者による補記である。また、海洋放出に関して、決議の韓国語原文では「방류（放流）」と「방출（放出）」がどちらも使われているが、本稿では原文に即して訳出した。

¹ 「[2024616]일본 정부의 ‘후쿠시마 방사능 오염수’의 안전한 처리 및 국제적 동의 절차 확립 촉구를 위한 결의안(이원욱의원 등 13인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2F0Y0S2M1G7H0T9P4G6R4S3G9X5W0>

² 「[2101983] 일본 정부의 ‘후쿠시마 방사능 오염수’의 안전한 처리 및 국제적 동의 절차 확립 촉구를 위한 결의안(이원욱의원 등 11인)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E2S0C0X7A1N5Y1U4T2R4T5I1T5P9R8>

³ 과학기술정보방송통신위원회「일본 정부의 ‘후쿠시마 방사능 오염수’의 안전한 처리 및 국제적 동의 절차 확립 촉구를 위한 결의안에 대한 의견서」2020.9, 同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E2S0C0X7A1N5Y1U4T2R4T5I1T5P9R8>

⁴ 「일본 정부의 ‘후쿠시마 방사능 오염수’의 안전한 처리 및 국제적 동의 절차 확립 촉구를 위한 결의안 심사 보고서」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E2S0C0X7A1N5Y1U4T2R4T5I1T5P9R8>

⁵ 「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書について」経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committee/takakusyuu/report.html>>

費用節減の利点を掲げたものと知られ、現在日本政府はこれを基に審議手続を進行中である。

最終報告書によると、汚染水の放流時、汚染水を希釈して放射性物質を基準値以下で排出すれば安全であるというが、実際放出される放射性物質の総量には変化がなく、海洋汚染はやはり避けることができない。

この間、国際原子力機構（IAEA）は、汚染水処理方法に関する一連の意思決定過程で、‘全ての利害当事者’達が参与しなければならないと勧告した⁶。しかし日本政府は、汚染水処理方法によって被害が予想される韓国をはじめとする隣接国の意見の取りまとめをせず、費用問題と効率等を掲げ‘長期貯蔵’のような代案があるにもかかわらず、相当数の放射性汚染物質等が残っている汚染水の海洋放流を計画しているものと知られている。

日本政府が汚染水を放出しようとする太平洋は、ある一国の所有ではない全人類が共有する水域である。汚染水の海洋放出は二度と戻すことができない不可逆的なことであり、福島原発汚染水処理は、一国の利害得失という経済的論理を超え、全世界的、全人类的観点から決定されなければならないのである。

ここに、大韓民国国会は、日本政府が汚染水の海洋放流を不注意に決定し実行して、全人類から許しを得ることのできない罪を犯さないことを求め、次のとおり決議する。

1. 大韓民国国会は、日本政府の福島原発汚染水の海洋放流検討を深刻に憂慮し、日本政府が国際社会及び隣接国家と協力して安全な汚染水処理方策を決定することを求める。
2. 大韓民国国会は、日本政府が国際社会の堂々たる一員として、国際原子力機構の勧告案を忠実に履行し、一連の調査行為と意思決定過程についての全ての情報を、日本国内はもちろん国際社会にも透明に公開することを求める。
3. 大韓民国国会は、国際原子力機構（IAEA）が福島原発汚染水処理のため、国際社会及び周辺国が納得することができる合理的な日本政府の決定がなされるよう、積極的に勧告することを求める。
4. 大韓民国国会は、大韓民国政府が国民の生命と財産を守るため、国際社会と協力して福島の汚染水処理方法決定過程について積極的に論議することを求める。
5. 大韓民国国会は、今後発生する可能性もある汚染水の海洋放流について、大韓民国政府が、全国民が安心して生活することができるよう徹底して監視し、全国民が信頼することができるような安全対策を整備することを求める。
6. 大韓民国国会は、福島の汚染水の処理過程について積極的に対策を整備し、今後安全な処理方策を導くため、与野党協力を強化する。

提案理由

日本の福島原発事故で発生した放射性汚染水（以下、汚染水）処理を担当した日本の経済産業省は、傘下の“多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会”から最終報告書を受け、

⁶ “IAEA Issues Final Report on Fourth Review of Fukushima Decommissioning”, 2019.1.31, IAEA ウェブサイト <<https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/iaea-issues-final-report-on-fourth-review-of-fukushima-decommissioning>>; 「第4回 IAEA レビューミッション（最終報告書）」経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/kokusai/IAEA/IAEA_review.html>

以後の日本政府の動きを見ると、汚染水処理方法に関して‘事実上’海洋放流を勧告したものと見ることができる。

これは、日本政府が現在‘新型コロナウイルス感染症’の流行により国際社会が混乱した状況で海洋放流決定を下そうとするものではないかとの疑いまで生じる状況である。ここに国連の人権専門家達は、去る6月、日本政府に国連人権理事会⁷（UNHCR. [原文ママ]）名義の公開声明書を伝達した⁸。

実際に、日本の経済産業省の意見公募サイトには、2020年6月現在約2,200余件の反対意見が受け付けられ、福島県の59市町村議会のうち計19議会が汚染水の海洋放流反対のための決議文を採択し⁹、日本の全国漁業協同組合[連合会]と福島県漁業組合[連合会]もやはり決議文を発表し¹⁰、反対の立場を明らかにした。

汚染水海洋放流は、二度と戻すことができない不可逆的行為であり、これにより発生する被害は、その対象と規模を誰も予想することができない。海洋汚染は、全人類に影響を及ぼす災難であり、未来世代にも致命的な負担を与える可能性がある。よって、汚染水の処理方法は、より徹底した国際社会の同意と検証手続を経なければならないのである。

ここに、大韓民国国民と国会は、日本政府の無責任な海洋放流決定ではない、国際社会の意見を収めんとしたより安全な汚染水処理方策を整備することを求めるとともに、大韓民国政府にもやはり積極的な意思決定参与と今後の対策整備を求めるため、決議案を提出する。

3 修正部分

2020年7月15日に提出された決議原案は、2020年11月30日の外交統一委員会法案審査小委員会及び同年12月2日の外交統一委員会全体会議で、次のとおり修正議決された。

まず、主文の一段落目に記載された経済産業省の意見公募に対する意見につき、原案では「意見公募に対する2,200余件の反対意見、日本国内の市民社会団体41,000余名の反対署名、台湾の環境団体の反対デモ」とされていたものが、「意見公募による日本国民の反対意見提出、日本の市民社会団体の反対の立場表明」と変更された。

また、同段落及び第1号でそれぞれ「汚染水の海洋放流を考慮する」、「汚染水の海洋放流推進を」とされていた部分を、「汚染水の海洋放流等を考慮する」、「汚染水の海洋放流検討を」とした。あわせて、主文第4号、第5号で「韓国政府」とされていた部分が「大韓民国政府」に修正された。

⁷ 原文では「유엔인권위원회(国連人権委員会)」となっている。

⁸ 2020年6月9日、国連人権理事会から任命された4名の特別報告者が声明を発表した。“Fukushima: Japan must not ignore human rights obligations on nuclear waste disposal- UN experts”, Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights ウェブサイト <<https://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25940&LangID=E>>; 「原発処理水の放出、決定先送りを 国連報告者、コロナ一段落まで」共同通信、2020.6.9. <<https://this.kiji.is/643049980650308705?c=39546741839462401>>

⁹ 2020年10月8日までに44市町村議会で処分方針に関する意見書・決議が出され、また、22の市町村は処理水の放出に反対していると報道されている。「処理水処分 県内漁業者 反発の声 意見聴取会傍聴 「海洋放出認めない」」『福島民報』2020.10.9, p.2.; 「海洋放出「理解進まず」 「政府、地元合意取って」 処理水処分、県内世論「分断」も」『朝日新聞』（福島全県版）2020.10.17, p.27.

¹⁰ 「福島第一原発事故に伴う汚染水の海洋放出に断固反対する特別決議」2020.6.23, 全国漁業協同組合連合会ウェブサイト <<https://www.zengyoren.or.jp/cmsupload/press/154/20200623tokubetuketugiosensui.pdf>>; 「海洋放出 断固反対 福島県漁連が決議」『河北新報』2020.6.27, p.3.